

田辺市・橋本市での NPO 出張相談

和歌山県 NPO サポートセンターでは以下の2カ所です。毎月1回、NPO 出張相談会を開いています。NPO 法人設立・運営・役員変更・定款変更・認定 NPO 法人等に関する様々なご相談を受け付けています。ご利用は無料ですが、事前に各センターへ団体名・相談内容等をお知らせいただき、予約をお願いします。なお、1件あたりの相談時間は原則として1時間以内です。

田 辺 市

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第2金曜日の10時半～16時
- 場 所：田辺市民総合センター 1F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833 (FAX 同番号)
- 対 象：田辺市を中心とした紀南エリアで活動中、または活動しようとする団体

★日程は都合により変更になることがありますので必ずご予約ください。

★上記とは別に、オンラインによるご相談、概ね5名以上のグループを対象とした県内出張 NPO 相談も実施しています。

橋 本 市

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第2水曜日の10時～16時
- 場 所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX：0736-33-0095
- 対 象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

■ 内閣府ウェブ報告システムをご利用ください

2023年3月から稼働している「内閣府ウェブ報告システム」では、事業報告や役員変更、定款変更など、NPO 法人が所轄庁に対しておこなう様々な手続きや申請がインターネットで可能です。

ご利用に際しては、①内閣府 NPO 法人ポータルサイトでの「アカウント ID」と「パスワード」の登録、②デジタル庁が発行する「G ビズ ID」の取得、のいずれかが必要です。なお、初期設定には2週間程度かかりますので、お早めに準備をお願いします。初期設定の方法は、「NPO 法人ポータルサイト」の「法人ログイン」の画面下にある解説動画からご確認ください。

ウェブ報告システムを利用して手続き・申請すると即日提出ができるため、発送費用と時間の節約になります。ぜひご利用ください。

■ NPO サポートセンター事業アンケート

和歌山県 NPO サポートセンターでは、毎年3月にアンケートを実施しています。みなさまからのご回答を新年度の各種企画の参考にさせていただきます。お手数ですがご協力をいただきますようお願いいたします。回答はこちらから。



■ 総会シーズンにいかがですか

長尺プリンタ印刷代行サービス

和歌山県 NPO サポートセンターでは、長尺プリンタの「代行印刷」を実施しています。

【1】センターの利用団体登録がまだの場合は登録をお願いします。和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」内の「和歌山県 NPO サポートセンター機器のご利用案内」のページに電子ファイルがありますので、こちらをご活用ください。

【2】原稿ファイルと申込書をセンターにお送りください。印刷後、筒に入れて事務所等にお送りします。

原稿を Word または PowerPoint で作成される場合は長尺プリンタ専用のテンプレート（ひな形）があります。A1 サイズを超える PDF 形式の場合は、幅 610mm とし、実寸サイズで作成ください。

【3】料金を銀行振り込みでお支払いください。料金は①印刷費実費（1mにつき100～200円が目安）と②送料（印刷物の重さにより異なりますが、概ね1,200円程度）に手数料700円（税込）を加えた額です。

申し込み方法などの詳細は「わかやま NPO 広場」に記載していますので、あらかじめご確認ください。また、時間には十分余裕をもってご利用ください。

お問い合わせは和歌山県 NPO サポートセンターまでお願いします（info@wakayama-npo.jp）。

■ 印刷用紙の予約について

和歌山県 NPO サポートセンターの印刷機をご利用で、①一度に1,000枚以上を印刷される場合、②A4判以外の色上質紙を利用される場合、③A4・A3判の高白色紙をご利用の場合は、在庫確保のため、利用日の5日前を目途に事前にお知らせください。予約がない場合は用紙をご用意できないことがあります。

NPO に関するご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9F）
TEL：073-435-5424 FAX：073-435-5425
メール：info@wakayama-npo.jp URL：https://www.wakayama-npo.jp/
受付時間：火曜日～土曜日 9:00～20:50 日曜日 9:00～17:30
休館日：月曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）

【指定管理者：認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター】

和歌山県環境生活部 生活局 県民生活課（和歌山県庁本館 2F）
TEL：073-441-2053 FAX：073-433-1771
メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp
URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

【本紙は古紙再生率70%以上の再生紙を使用しています】

和 になろう 県内で市民活動を行う団体や人を紹介します

あっぱれ NO.77 天晴プロジェクト

地域住民が主体となって協力しながら持続可能な地域づくりを目指す「天晴プロジェクト」代表の上田洋平さんに立ち上げの経緯やこれからのことをうかがいました。

プロジェクトの立ち上げへ

上田さんはコロナ禍前も地域に入っているいろいろなイベントを手掛けてきましたが、コロナ禍で地域の動きが止まってしまい、上田さんの活動もできなくなりました。その期間、コロナ禍後の地域活動について考える機会になったといいます。これまで地域の人たちのおかげでイベントができてきたので、今後は活動を地域に還元していきたいという想が強くなりました。

「天晴」には、コロナ禍で沈んだ状況の中から天が晴れるようにしたいという思いを込めています。地域に感謝したい、何かをしないといけないという思いから、地域みんなに知ってもらうために開店休業状態であった様々な業種の8名が集まり、2020年に天晴プロジェクトを立ち上げました。

「共同創造」とは

天晴プロジェクトでは「共同創造」という言葉を使っています。上田さんは、共生と共同をもって地域の方と天晴プロジェクトの仲間が協力し、共に地域の魅力や活性化を図っていくことを日々考えています。新しいアイデアで取り組むことにより創造とイノベーションが生まれ、地域資源の活用、地域内の経済活動の促進にもつながっていきます。これが地域の全ての方



地域での活動報告会の様子

が参加できる「持続可能なプロジェクト」づくりです。

また、若者との共同創造にも積極的に動いています。地域に学生のコミュニティをつくり、社会経験を

積んでいくことで、地域のなかに入っていきやすい状況を作っています。現在、あっぱれ高校生部、大学生部が動いています。好きな活動を通して社会とのつながりを持つことは、生徒や学生の成長につながります。さらに、取り組んできた成果を地域に発信していくことで、地域に貢献していることを感じてほしいと語ります。

地域のスポーツの振興にも

上田さんは子どもたちを対象に年齢や学区を超えたスポーツの機会を提供しています。バスケットスクールを開設しているほか、紀の川市内の中学校にスポーツの指導者



中学校での部活動の指導

12名を派遣しています。現在、行政、学校と連携した「地域移行」の準備段階です。ひとつの部活動に指導者が複数名入ることは、専門性、安全性、教育的な側面からみて重要です。指導者と生徒とのコミュニケーションの取り方、各ハラスメントの研修も随時おこなっています。

持続可能な天晴プロジェクトへ

地域内で多くのプロジェクトが動いているので、その情報を発信していくことが必要です。幼児から高齢者まで多くの世代が参加していますので、この世代を途切れず持続していく必要があります。つながり、交流、応援を活動の3つの柱として、天晴プロジェクトに賛同してくれる地域の方々や活動を共にしていく計画です。

プロジェクトで共に活動している仲間の本業と、地域での様々なプロジェクトをつなげていくように、活動をデザインしていくことを大切にしています。これからの活動に注目です。

天晴プロジェクト
ウェブサイト・SNSは右のQRコードから。



INDEX

表紙：天晴プロジェクト

p.1：特集 事業報告書・決算書の作成に際して

p.2：新規設立 NPO 法人、助成金&公募情報

p.3：和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

特集 事業報告書・決算書の作成に際して

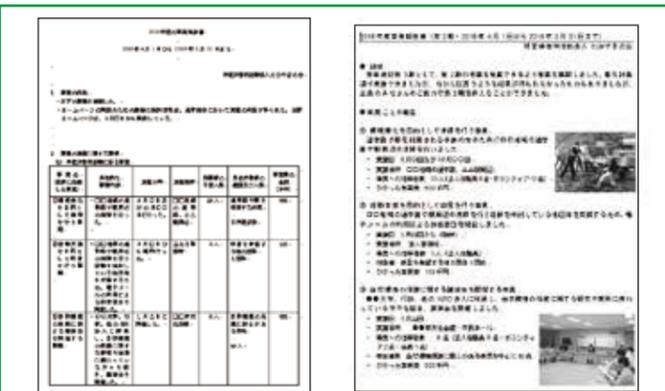
和歌山県内のNPO法人の多くは3月が事業年度末。また法人格を持たない団体も3月が決算月というところが少なくありません。そろそろ事業報告や決算の準備に入られるかと思いますが、事業報告書や決算書作成にあたって注意いただきたい点をまとめました。書類作成の参考になさってください。

事業報告書等を見てもらう相手は？

NPO法人の事業報告や決算に関する書類は、理事会や通常総会などを通じて、役員や会員、支援者のみなさんに事業の成果や財政の状況を確認してもらう目的…だけではありません。NPO法人の事業報告や決算書類等は、「内閣府 NPO法人ポータルサイト」を通して、インターネットで公開されます。

NPO法人は、行政機関からの監視等を最小限にする代わりに、地域社会の監視を得て、信頼性を向上させるという制度になっています。つまり、希望する方であればどなたでも事業報告や決算書類を確認することができます。したがって、第三者がみてもわかりやすい事業報告・決算書類とすることが大事です。

所轄庁が記載例として公表している事業報告書は文字しかありませんが、グラフや写真などを盛り込んだり、わかりやすい事業報告書としている団体もあります。



左側は所轄庁のひな形をベースに作成したもの、右側は記載事項は同じであるものの、箇条書きにしたり写真を加えたりしたもの。

通常総会で提示した事業報告を所轄庁ひな形ベースに書き替えて提出している団体もあるようですが、必要事項が盛り込まれていれば、総会で承認された事業報告を所轄庁に提出することもできます。

これは法人格を持たない団体であっても同じと考えられます。第三者がみてわかりやすい報告書類を作成しておく、補助金や助成金等の申請などの際に活動の様子をわかりやすく伝えられる可能性もあります。

最近では、所轄庁への報告に加え、団体独自の視点を盛り込んだ「アニュアルレポート」を作成し、会員や支援者のみなさんなどに配布したり、インターネットで公開している事例も一部で見られます。

第三者がみる、だからこそ

行政機関や企業などの第三者が NPO やボランティア団

体の活動情報をチェックする際に気になるのは「この団体は信頼できるか」というところ。

NPO法人であれば活動計算書、貸借対照表、財産目録の財務諸表とその注記等がインターネットで公開されますが、財務諸表等を見ると、その法人がどのような財源を活用し、どのような財政状況であるのかがわかります。

まれに、活動計算書の事業費総額と事業報告書に記載されている事業費総額が一致しないケース、各書類間の正味財産額に違いがあるケースなど、つじつまが合わない財務諸表等がみられます。助成金事業に申請する場合や金融機関の融資を受けようとした場合など、財務諸表等が正しく作られているかが審査のポイントになることもあるようです。ここは任意団体でも同じですね。

会計に関する書類の作成には十分注意を払いましょう。

事業費と管理費の按分も注意

NPO法人の活動計算書の「事業費」は事業そのものにかかった費用を、「管理費」は事業の管理にかかった費用を指しますが、NPO法人の決算では一般に事業費総額が管理費総額よりも上回っている必要があります。

企業の会計では人件費を「販売費および一般管理費」にまとめることが多いことから、NPO法人の人件費全額を管理費に含めるケースがみられます。しかし、NPO法人の活動計算書では、事業に直接関与した人件費であれば事業費に計上することが求められます。また、事務所を事業・管理双方に使っている場合の賃借料や水道光熱費など、事業費・管理費双方にまたがる費用も合理的に説明できる基準で按分し計上することができます。

◆ 時間按分の例

職員 Aさんは従事時間の100%を事業にあてている一方、Bさんは概ね80%は事業に、20%は理事会など法人の運営管理に従事しています。この場合 Aさんの人件費全額と Bさんの人件費の80%を事業費の人件費に、Bさんの20%は管理費の人件費に計上します。

◆ 面積按分の例

事務所面積の30%の区域は法人の運営事務、70%を事業に使っている場合、賃借料・水道光熱費などは、30%を管理費に、70%を事業費に按分します。

事業報告書等は団体内の振り返りだけではなく、第三者にも活動を理解いただくためのツールと考えて、わかりやすく作成いただければと思います。

新規設立 NPO 法人

◎NPO法人ファミリーハートフルクリーンセンター（和歌山市）
2024年12月19日認証 代表者 高島 静
ひとり親家族に清掃技術を教え独立するまでのサポートをし、高齢者

助成金 & 公募情報

農業農村活性化支援モデル事業

【対象団体】 和歌山県内に所在する農村集落や生産組織等、県内に事務局のある特定非営利活動法人・非営利の社会貢献活動を行う活動団体（他にも条件あり）

【対象事業】 地域で取り組んでみたい地域保全活動（例）中山間地域における都市住民の援農支援、農地復元のための用水路・ため池の保全活動、農業用施設を活用した学習会の実施、古くからのむら行事を復活させるための農地を利用した取り組み、特産加工品の原料づくり等による遊休農地の活用、など

【助成金額】 事業期間3年の場合は100万円、2年の場合は80万円、1年の場合は50万円をそれぞれ上限。なお単年度の上限額は50万円または事業計画額のどちらか低いほうとなります。

【締め切り】 3月19日（水）必着

【主 催】 和歌山県農林水産振興課 里地里山振興室

詳しくは里地里山振興室のウェブサイトをご覧ください。募集要項・応募用紙のダウンロードができます。ご質問等は県庁農林水産振興課の里地里山振興室もしくは各振興局農地課（東牟婁は農業水産振興課）へ。

地域福祉を支援する「わかば基金」

【支援対象】 支援金部門…地域福祉活動を広げるために物品等をそろえたいNPO・ボランティア団体（法人格の有無は不問）

PC・モバイル端末購入支援部門…PCやモバイル端末を使用することで高齢者・障害当事者に役立ち、活動の充実を図れるNPO・ボランティア団体（法人格の有無は不問）

【支援内容】 支援金部門…上限50万円を15団体程度に助成
PC・モバイル端末購入部門…上限10万円を30団体程度に助成

【締め切り】 3月27日（木）必着

【主 催】 社会福祉法人NHK厚生文化事業団

詳しくはウェブサイトをご覧ください。募集要項や応募用紙のダウンロードも可能です。https://www.npwo.or.jp/info/31196

振興局地域づくり支援事業

【対象団体】 市町村、一部事務組合などのほか、和歌山県に本拠を持ち県内で活動するNPO等も対象

【対象事業】 ① 地域文化育成事業、② 地域資源活用事業、③ 地域交流事業、④ UJI ターン促進事業、⑤ 地域情報化推進事業、⑥ ひとづくり推進事業、⑦ 観光振興事業、⑧ 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興

このコーナーでは、前号発行以降に NPO 法人の新規設立認証を受けた NPO 法人をご紹介します。

の孤独死を防ぐために声掛けをし、高齢者宅の清掃をし、共同菜園で収穫した野菜を扱うフードバンクをしています。高齢者の不安をなくし、子供達の明るい笑顔を見るために活動します。
TEL 090-8756-1217 shizup.8010@gmail.com https://npo-fhcc.com/

上知事が特に必要と認める事業

【補助率】 補助対象経費の1/2以内（予算の範囲内）

【主 催】 県内各振興局 地域づくり部地域づくり課

募集期間は振興局により異なります。詳しくは、各振興局の地域づくり部地域づくり課ウェブサイト等でご確認ください。補助対象外経費もありますので、ご注意ください。

お知らせ

被災地生活支援 NPO 登録を受け付けています

和歌山県では、大規模災害発生後に避難所などにおいて、被災された方への生活支援活動を提供できる NPO・ボランティア団体の登録を随時受け付けています。

【活動例】 高齢者、障害者、外国人への支援活動、子育て支援活動、被災された方の心のケア、炊き出しなど

被災後に県または市町村から協力の要請があった場合、要請内容に該当する活動をおこなっている登録団体に情報提供します。可能な場合は構成員を当該地域に派遣していただき、被災された方の生活を支援するものです。

団体の法人格の有無は問いません。新規登録・登録内容の変更等は随時受け付けています。和歌山県 NPO サポートセンターまでお知らせください。

本制度の詳細については以下の URL からご覧いただけます。
https://www.wakayama-npo.jp/hisaichi/his_index.html

【各種情報はメールマガジンでも配信！】

和歌山県 NPO サポートセンターに届くイベント情報や助成金情報等を毎月1日・15日（休館日等と重なる場合は翌開館日）に発行しているメールマガジンはこちらの QR コードから配信登録ができます。または info@wakayama-npo.jp へ配信を希望するメールアドレスをお知らせください。



【NPO データベース登録団体募集中！】

和歌山県 NPO サポートセンターでは、和歌山県内で活動する NPO・ボランティア団体のデータベースを運用しています。団体名や活動紹介のほか、所在地や活動分野、取り組む SDGs の目標、ボランティア募集・寄附金募集などで絞込検索が可能。掲載いただきますと、団体情報がインターネット検索で調べられやすくなります。ぜひ登録ください。

データベースの閲覧は右上の QR コードから。データベースへの新規登録もしくは掲載情報の修正は右下の QR コードから登録フォームをご利用ください。

